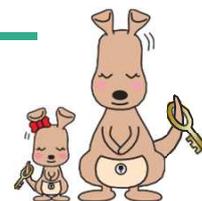


# 遺言書の保管手続を完了された方へ



## 1 保管証について

- 保管証は、**再発行できません**ので、大切に保管してください。
- 遺言者や相続人等が手続をされる際は、保管証があると便利です。
- 遺言書を法務局に預けていることをご家族に伝える場合にも、保管証を利用されると便利です。

## 2 受遺者等の手続に必要な情報について

重要

- 遺言者が亡くなった後、**受遺者や遺言執行者等**が手続を行う際は、通常、遺言者の **住所、本籍、戸籍の筆頭者の氏名** の情報が必要となります。  
これらの方々がスムーズに手続を行うことができるよう、可能な限り、上記の情報を伝えておいてください。

## 3 変更の届出について

重要

- 次の事項に変更が生じた場合には、**変更の届出**をお願いします。

### ▶ 遺言者の以下の情報

氏名 / 住所 / 出生年月日 / 本籍（外国人の場合は国籍）  
戸籍の筆頭者の氏名 / 電話番号

### ▶ 受遺者、遺言執行者等の以下の情報

氏名（名称） / 住所 / 出生年月日 / 会社法人等番号

### ▶ 通知対象者の以下の情報 ※死亡時の指定者通知を希望された場合

氏名（名称） / 住所

※ **変更の届出がされないまま**だと、相続人、受遺者、遺言執行者等が遺言書の内容を確認できない、通知が届かないなど、**手続がスムーズに進まないおそれ**があります。

※ 届出の手続の詳細は、裏面をご覧ください。

## 変更の届出の手続の詳細

- 変更の届出は、次の書類を**窓口**又は**郵送**で提出してください。

- 1 **届出書**（法務省ホームページからダウンロードできます）
- 2 届出人（遺言者）の**住民票の写し**又は**身分証明書**（運転免許証、マイナンバーカード等）のコピー

コピーの場合には、「原本と相違ない」と記載して、その横に遺言者が記名してください。

- 3 **変更を証明する書面**（住民票の写し、戸籍謄本等）

以下の変更の場合にのみ必要です。

遺言者の氏名、出生年月日、住所、本籍（国籍）、戸籍の筆頭者の氏名

- 4 **法定代理人の資格を証明する書面**

遺言者の法定代理人（成年後見人等）が届出を行う場合にのみ必要です。

- 窓口で提出される場合には、**予約**が必要です。
- **全国**の法務局（遺言書保管所）で届出をすることができます。
- 手数料は**無料**です。

## そのほかの手続

- **遺言書を見たいときは・・・**



遺言者は、保管した遺言書について、**閲覧**をすることができます。  
なお、遺言者の生前は、遺言者以外の方が閲覧をすることはできません。

- **遺言書を返してもらいたいときは・・・**

遺言者は、保管の申請の**撤回**をすることができます。  
撤回をすると、遺言書は返還されます。  
※ 手数料は無料ですが、保管の申請の手数料は返還されません。



- **遺言書の内容を変更したいときは・・・**

遺言書の内容を変更したいときは、保管の申請の**撤回**をした上で、**書き直した遺言書**について、**改めて保管の申請**をすることができます。  
また、保管されている遺言書に**追加**して、**新たな遺言書**の保管を申請することもできます。



詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

